

# 長野県地域防災計画

## その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

令和2年度修正（案）

（令和3年3月）

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>5 電力の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>ア <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>が実施する計画</p> <p>(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。</p> <p>(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。</p> <p>(ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。</p> <p>a 電線の太線化</p> <p>b 難着雪化電線の使用</p> <p>c 支持物の強化</p> <p>d 冠雪対策装柱の採用</p> <p>e 雪害対策支線ガードの採用</p> <p>f 支障木の伐採</p> <p>イ 東北電力株式会社が実施する計画</p> <p>(ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。</p> <p>(イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>5 電力の確保</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>ア <u>中部電力株式会社</u>が実施する計画</p> <p>(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。</p> <p>(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。</p> <p>(ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。</p> <p>a 電線の太線化</p> <p>b 難着雪化電線の使用</p> <p>c 支持物の強化</p> <p>d 冠雪対策装柱の採用</p> <p>e 雪害対策支線ガードの採用</p> <p>f 支障木の伐採</p> <p>イ 東北電力株式会社が実施する計画</p> <p>(ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。</p> <p>(イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。</p>	<p>事業者名の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(長野地方気象台)</p> <p>気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。</p> <p>長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>着雪 著しい<del>着</del>雪が予想される場合</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(長野地方気象台)</p> <p>気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。</p> <p>長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>着雪 著しい雪が予想される場合</p>	<p>語句の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、<u>無人航空機</u>、車両、画像情報収集の整備を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県及び市町村は、航空機や<u>無人航空機</u>、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県及び市町村は、航空機や<u>無人航空機</u>、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p><b>第2 主な活動</b></p> <p>2 県及び市町村は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。</p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県及び市町村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【北陸信越運輸局が実施する計画】</p> <p>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【北陸信越運輸局が実施する計画】</p> <p>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;"><b>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。<u>また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>平成31年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%*、救急自動車99.2%*である。(*：H31.4.1現在)</p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車の及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化が果たされているが、更なる促進が必要である。また、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%*、救急自動車98.3%*である。(*：H27.4.1現在)</p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であると</u>ともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p>	<p>数値の更新 不要な箇所 の削除 内容の変更</p>



新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3)【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）</p> <p>ア 国有林火災の場合の通報連絡</p> <p>国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。</p> <p>イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、<u>風水害対策編</u> 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(3)【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）</p> <p>ア 国有林火災の場合の通報連絡</p> <p>国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。</p> <p>イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。</p>	<p>文言の追加</p>